

甲種防火管理新規講習（甲種防火管理者資格取得講習）

1 目的

消防法施行令第3条第1項第1号イに定める資格を与えるものとする。

2 日時

令和6年10月2日（水）及び10月3日（木）の2日間

1日目 受付時間 午前9時20分から午前9時40分まで

受講時間 午前9時50分から午後3時50分まで

2日目 受付時間 午前9時20分から午前9時40分まで

受講時間 午前9時40分から午後4時30分まで

3 場所

海部南部消防組合消防本部3階 会議室

海部郡飛島村大宝五丁目182番地

電話 0567-52-3143

4 受講申込み

令和6年8月30日（金）までに、防火管理講習受講申込書を提出してください。

なお、防火管理講習受講申込書には、写真を1枚貼り付けてください。

写真は6か月以内に撮影したもので、無帽、無背景、正面上三分身像で大きさが縦4cm×横3cmで裏面に氏名を書いてください。

5 受講料（テキスト代）

3,200円

受講申込み時にお渡しする払込用紙で令和6年9月19日（木）までに払込みしてください。テキストは、講習会当日にお渡しします。

一旦払込みされた受講料はお返しできません。講習会を欠席した場合は、後日、テキストをお渡しします。

6 講習科目

防火管理の意義及び制度、火気の管理及び監督、施設及び設備の維持管理、防火管理に係る訓練（水消火器）及び教育、防火管理に係る消防計画、効果測定とする。

※甲種防火管理新規講習では、次のいずれかの資格を有する方は、受講申込時の申請により、一部科目の受講が免除されます。

科目免除が認められる資格	受講を免除される講習科目
（特殊・一種・二種）消防設備点検資格者	防火管理の意義と制度の概要
自衛消防業務講習（新規・追加）修了者	

受講免除の科目であっても受講することは可能です。

ただし、受講免除科目の講習時間の全てを「受講する」又は、「受講しない」のいずれかで、途中の入退室は認められません。

7 受講対象者

甲種防火管理の資格の取得を希望する者

8 定員

30名程度

9 修了証

2日間の全ての科目を修了した者に交付します。

10 昼食

講習会場には、レストラン等の施設がありませんので、昼食は、各自で準備してください。

11 講習の延期

暴風、大雨、洪水等の各警報、南海トラフ地震に関連する情報のいずれかが、飛島村において午前7時30分の時点で発令されている場合、講習を次のとおり延期します。

○どちらか1日が延期となった場合

→ 令和6年10月10日（木）

○両日とも延期となった場合

→ 令和5年10月10日（木）及び10月11日（金）の2日間

12 講習の中止

延期日においても、11講習の延期に示す警報等が発令されている場合は、講習を中止とします。

問い合わせ先

海部南部消防組合消防本部予防課査察指導係

電話 0567-52-3143（直通）